

鳥取県告示第190号

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第200号の規定に基づき、技能検定試験のうち実技試験の手数料の額を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。平成12年鳥取県告示第222号（技能検定試験の手数料の額）は、平成22年3月31日限り廃止する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 技能検定試験の特級、1級、2級、3級、単一等級、基礎1級及び基礎2級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。

検定職種	金額
和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図、電気製図	11,500円
機械検査、婦人子供服製造	13,000円
上記以外	15,700円

- 2 1にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

検定職種	金額
機械検査	4,300円
機械加工、機械保全、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸 装飾、フラワー装飾、建築大工	5,200円

備考1 「在校生等」とは、受検申請を行う日の時点で次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく公共職業能力開発施設（県内に設置されているものに限る。）における訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く。）
- (2) 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練（県内で実施されているものに限る。）を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く。）
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく中等教育学校（県内に設置されているものに限る。）の後期課程に在籍している者
- (4) 学校教育法に基づく専修学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく各種学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者
- (5) 学校教育法に基づく高等専門学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者
- (7) 学校教育法に基づく大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

- 2 「検定職種」とは、職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる職種のうち同令別表第2に掲げる職種を除いたものをいう。